

セントラル短資FX

約款・規定

(外国為替証拠金取引)

「外国為替証拠金取引約款」

●
「FXダイレクト取引規定」

●
「FXデポ取引規定」

●
「FXハイパー取引規定」

●
「外国為替取引のリスク」

●
「FXアプリ利用規則」

●
「個人情報のお取り扱いについて」

●
「投資勧誘方針」



セントラル短資オンライントレード株式会社
関東財務局長(金商)第278号
金融先物取引業協会(会員番号1504)
〒108-6314 東京都港区三田3-5-27 三田ツインビル西館14F
<http://www.nittanfxdirect.com/> Eメール: support@nittanfxdirect.com

カスタマーデスク 0120-30-8806 月曜午前7時～土曜午前7時(平日24時間)

目 次

外国為替証拠金取引約款	4
FXダイレクト取引規定	8
FXデポ取引規定	9
FXハイパー取引規定	10
外国為替取引のリスク	11
「FXアプリ」利用規則	12
個人情報の取扱いについて	13
投資勧誘方針	13

外国為替証拠金取引約款

(本約款の目的)

本外国為替証拠金取引約款（以下、「本約款」といいます。）は、セントラル短資オンライントレード株式会社（以下、「当社」といいます。）とお客様との間で行う、外国為替証拠金取引（以下、「本取引」といいます。）の権利義務関係および両者がともに従うべき規定として定められたものです。お客様と当社とは、各商品につき別途定める「取引規定」および別紙の「取引要綱」（以下、「取引規定等」といいます。）に規定する取扱通貨ペア、証拠金率により取引することとしますが、以下の条項は、各商品に共通の権利義務を規定するものとします。

お客様は当社から説明を受けた、金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第2条第22項第1号に定める店頭デリバティブ取引、特に「外国為替証拠金取引」の特徴、取引の仕組み等取引に関する内容を十分にご理解の上、お客様の判断と責任において本取引を行っていただくものいたします。つきましては、当社に店頭金融先物取引口座を設定するに際し、金商法その他の関係法令および社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途外国為替証拠金取引に関する確認書を差し入れます。

第1条（取引口座）

1. お客様が当社との間で行う本取引において、委託証拠金、差金決済または受渡決済（以下「最終決済」という。）を行った場合の損益金、その他授受する金銭は、すべて本約款に基づいてお客様と当社との間で別途合意することにより当社に開設されるお客様のマスター口座（個別のサブ口座で規定する場合を除く。）において処理するものとします。お客様が当社との間で行う各商品の取引については、サブ口座を開設し、マスター口座と各サブ口座との間での口座間振替により、各「取引規定等」に定める証拠金率等を管理することといたします。

2. お客様と当社との委託証拠金の入出金については、お客様および当社が予め相互に指定した金融機関口座を使用した送金振込によるものとしたします。委託証拠金として受入可能な通貨は、各商品の「取引規定等」に定める日本円または外貨とします。

3. 前項の入出金処理のうちお客様へのお支払いについては、原則として、各商品の「取引規定等」に定める期間内に行うことといたします。

4. 委託証拠金の入出金については、各商品に別途規定する場合を除き、お客様のマスター口座経由で各サブ口座へ記帳処理いたします。各商品に関わるサブ口座から、お客様がご指定の銀行口座への入金をご希望の場合、サブ口座からマスター口座への当該入金処理を行った後、マスター口座からお客様ご指定の銀行口座への振込手続きを行います。同様に、各商品のサブ口座間の残高振替についても、マスター口座経由で記帳いたします。

5. 委託証拠金のお客様へのお支払い、あるいは、マスター口座とサブ口座間の残高振替は、お客様の個別指示によってのみ行えることといたします。但し、第7条5項に定める場合、第16条ないし第20条に基づき必要となる場合を除きます。

第2条（取引対象および最終決済）

お客様が当社に委託する店頭デリバティブ取引は、通貨の売買取引で、金商法第2条第22項第1号に該当する取引であり、お客様と当社との本取引に関わる最終決済方法は、お客様の指定するところに従い、「差金決済」または「受渡決済」のいずれかによるものとし、その処理については、次の各項に定めるところによるものとします。

1. 「差金決済」による最終決済とは、売買が相殺方向にある同一通貨ペア、同一決済期日、売買同額取引の売買価額の相殺による決済方法で、お客様から決済すべき取引（複数）のご指定をいただくことにより、その売買損益を当該商品の取引口座に記帳いたします。

2. 「受渡決済」による最終決済とは、通貨の約定総代金の受払いによる決済方法で、当該取引につきお客様より受渡決済指定をいただいた上で、お客様との通貨の受渡を行います。当社は、お客様支払通貨価額のお客様取引口座への入金確認後、その対価をお客様の取引口座に振込むことといたします。お客様から受渡決済の注文を頂いた場合、お客様支払通貨価額は、受渡決済の指示に先立ち当社指定の金融機関口座にご入金いただく必要がございます。受渡決済の注文は、発注後如何なる場合にも取消すことはできません。また、お客様の支払が遅延したことによって費用が当社に生じた場合には、お客様は、その費用を負担し、当社の請求に応じてその都度お支払いいただきます。但し、当社の故意または重大失に起因するものを除きます。

3. 最終決済を指定する通知手段およびその期限は、各商品の「取引規定等」に定めるものいたします。

第3条（売買注文の受付およびシステム使用）

1. お客様が当社との間で行う本取引においては、インターネット取引システム等を利用する場合は、お客様が入力したユーザーIDとパスワードの組み合わせが当社の管理するユーザーIDとパスワードの組み合わせと一致した場合、また電話取引の場合は、お客様が口頭で伝えた登録顧客氏名と口座番号の組み合わせが当社が管理する登録顧客氏名と口座番号の組み合わせと一致し、かつ所定の本人確認が出来た場合に限り、お客様は本取引の注文ができるものとします。

2. お客様が本取引を行うに際し当社へ発注する売買注文は、お客様が注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受信した時点で注文の受付とします。電話による発注の場合には、これに準じ、発注内容の受付確認を口頭で行った時点で注文の受付とします。

3. お客様の手違いにより約定した売買注文については、当社は一切責任を負わないものとします。

4. 当社は、当社が提示した外国為替レートが実勢レートと大幅にかつ明白に乖離していたと判断した場合（異常レートによる取引）、お客様の注文を執行・約定せず、または約定した取引を解除できるものとします。また、当該処理において、誤約定の取消や訂正の方法および損益調整等の金額については、当社の合理的な裁量に基づくものとし、当社はできる限り速やかにお客様に電話または電子メール等で通知します。

5. お客様の登録顧客名、ユーザーID、パスワードおよび口座番号はお客様自身に限り使用することができ、第三者に貸与または譲渡することはできないものとします。お客様が、これらを第三者に貸与または譲渡された場合、または、お客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受または盗聴等によりこれらが第三者に漏洩した場合等により、第三者が注文または指示を行った場合には、それはお客様自身による注文または指示として扱われることを予めご了承いただき、これに起因して生じた結果については、事情の如何を問わず、すべてお客様が責を負うことを予めご了承いただきます。

6. お客様は、予め取引システムを利用するための機器または回線等をお客様の責任において準備することにご同意いただけます。また、お客様が、取引システムの全体または一部分を、コピー、改造、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、ディスアSEMBル、または変更しないことにご同意いただけます。

第4条（注文の指示）

1. お客様が当社との間で行う本取引の種類、取引金額、注文の内容および注文の執行方法等については、各商品の「取引規定等」に定めるところにより、お客様が予め指示するところに従い当社が応じうる範囲で執行するものとします。

2. 当社への注文は、当社が各商品の「取引規定等」に定めた注文受付時間内に行うものとします。

3. 当社は、経済情勢や市場慣行等の変化を鑑み、取引時間および注文受付時間を各商品の通貨ペアごとに設定および変更できるものとし、その詳細は「取引規定等」に定めることとします。

第5条（注文の受付、および執行が不能となる場合）

お客様の売買注文が執行された結果、お客様注文の各商品の口座残高が第8条に定める必要証拠金を下回ることとなる場合には、当社は注文の受付および執行は行いません。但し、既存取引の決済に必要な反対売買取引は除きます。

第6条（日付処理）

1. 成立した外国為替取引の約定日（以下「約定日」という。）は、お客様の注文に係る取引の成立を当社が確認した日といたしますが、約定日に係る日付処理は、次項以下に準ずるものいたします。

2. 約定日は、原則として、米国東部における取引終了時を基準とし、当日の米国東部時間午後5時から翌日の米国東部時間午後5時迄を1日として処理するものとします。ただし、月曜日は東京時間午前7時以降の約定が同日の約定となることに合意します。

3. 当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係からお客様の注文に係る約定日が日本時間における日付と異なる場合があることにつき、お客様には予めご了承いただけます。

第7条（委託証拠金の取扱）

お客様が当社との間で行う本取引に係る委託証拠金の取扱については、第1条、第8条および各商品の「取引規定等」による他、次の各号に定めるところによるものとします。

1. お客様からお預かりする委託証拠金は、当社の預り金として管理いたしますが、この預り金には、利息が付かないことをご承いただけます。

2. お客様が当社に預託する委託証拠金については、お客様は、当社の定める方法により、各商品に関わる個別のサブ口座にこれを預託することをご了承いただけます。

3. お客様が預託した本取引に係る委託証拠金については、当社が発行する外国為替取引の「委託証拠金」である旨の表示のある「受領書」の交付を当社より受けることをご了承いただけます。（但し、当社は外国為替証拠金取引顧客報告書の交付をもって、当該受領書の交付に代えることが出来るものとします。

4. 外国為替取引に係る委託証拠金としてお客様が当社に預託している委託証拠金の受入および引出しは、本約款および当社の各商品の「取引規定等」に定めるところによることをご承いただけます。

5. お客様の個別のサブ口座において発生した債務に対し、不足金が生じた場合、その債務の弁済は、他のいずれかの口座からも充当できるものとします。

第8条（証拠金率）

1. お客様は、当社と本取引を行うにあたり、当社が各商品の「取引規定等」に定める「証拠金率」により計算した必要証拠金以上の金額を、委託証拠金として、本取引を行うに先立ち、当社の定める方法により、当社に預託し、これを維持することとします。

2. 当社は、経済情勢等の変化に伴い各商品の証拠金率を合理的に変更できることとし、これを変更したときは、未決済持高の必要証拠金に対しても、適時変更後の証拠金率を適用できることとします。

第9条（証拠金の追加預託）

市場価格の変動または証拠金率の変更に伴い、お客様が当社に預託した現金とお客様の未決済持高に係る未実現損益の合計額（以下「口座清算価値」という。）が、当社の各商品の「取引規定等」に定める証拠金水準を下回った場合、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の定める方法により証拠金を追加預託するものとします。

第10条（建玉・持高の制限）

お客様が当社との間で行う本取引に係る持高は、当社の定める基準の範囲内とします。

第11条（外国為替証拠金取引顧客報告書の公布）

1. 当社は、お客様が当社との間で行う本取引に係る日次および月次の外国為替証拠金取引顧客報告書を、当該取引の約定日もしくは決済期日またはお客様が預託した現金の額が変動した日付、および毎月の最終営業日に係る日付で公布します。

2. 各通貨の金額を当該通貨以外の通貨により表示する換算レートには、原則として第6条第2項に準じ、入手する為替レートをを用いるものとします。ただし、米国の祝日等の事由により当該為替レートを入手することが困難または不可能である場合は、当社の裁量により、他の合理的な数値を用いるものとします。

3. 外国為替証拠金取引顧客報告書の記載項目は、金商法に定めるところによりますが、その他の記載項目あるいは様式は、その使用目的、法令を阻害しない範囲内で当社の裁量により変更できるものとします。

第12条（決済期日・ロールオーバー）

1. お客様と当社との間で行う本取引の決済期日は、別段の決済期日を定めない場合銀行間市場の慣行に準じ、決済期日を取引約定日の2営業日後とする外国為替先渡取引（スポット取引）といたします。

2. お客様から本取引につき、第2条に準じた最終決済の指定がなされない場合、当社はその裁量により、お客様の計算において当該決済期日を翌営業日以降に更新するための手続き（以下「ロールオーバー取引」という。）を行うことといたします。

3. ロールオーバー取引への適用レートについては、対象通貨の金利差等の市場条件を参考にして当社が定めるレートを適用することとしますが、ロールオーバーの期間および損益の清算時期については、各商品の「取引規定等」に定めるところによります。

第13条（不可抗力事由による取引条件の変更）

お客様は、天変地異、政治経済事情の激変、その他やむを得ない理由により、当社が本取引の決済期日等、個別の取引条件の合理的な変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第14条（諸料金等）

1. お客様は当社との間で約定した取引につき、当社が各商品の「取引規定等」に定める取引手数料を支払うものとします。取引手数料は当社がその裁量で随時変更できるものとし、変更のあった場合には第29条の取引条件変更の通知によりお客様宛に通知するものとします。

2. お客様は、お客様が負担すべき公租公課その他の賦課金および当社所定の手数を当社が代わりに負担する場合には、当社の請求があり次第、当社の定める期限および方法により、当社に支払うものとします。

3. お客様の指示により例外的な扱いをする場合には、当社の要した実費およびその役務提供手数料を当社がお客様より申受けることができるものとします。

第15条（通貨の受払い）

第1条第2項に限らず、本取引を行うに際しお客様と当社の間で行われる通貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する預金勘定と当社が指定する当社名義の預金勘定との間の送金振込の方法により行うものとします。

第16条（期限の利益の喪失）

お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する本取引に係る債務について期限の利益を当然失い、直ちに債務を弁済するものとします。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。ただし、申立人が誰であるかを問わない。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発送されたとき。
4. お客様の当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があったとき。
5. 外国の法令に基づく上記各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
6. 死亡したとき。
7. 心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難または不可能となったとき。
8. 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき。

第17条（当社の請求による解約・清算）

次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって当社に対する本取引に係る期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

1. お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
2. お客様の当社に対する本取引に係る債務のみならず、お客様が債務者となっている権利について、差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続きの開始があったとき。なお、外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含むものとします。
3. お客様が当社との間で本約款またはその他一切の「取引規定等」のいずれかに違反したとき。
4. いずれかの通貨の受入証拠金が残高不足となった時。
5. 前各項のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときなど、当社が取引を継続するにあたって不適切であると認めた場合。

第18条（期限の利益を喪失した場合の決済取引）

1. お客様が第16条、17条のいずれかに該当し、期限の利益を喪失したと認められる場合で、第3項に従って必要と認められるときは、当社の裁量で、お客様が当社との間で行っているすべての取引につき、お客様の計算において最終決済を行うことについて、お客様は異議を述べないこととします。この場合、当社がお客様の計算において行ったすべての相殺取引をもって、お客様と当社との間のすべての本取引は一括して当然に終了し、かかる終了によりお客様が当社に対して負う債務は、第20条に定める差し引き計算により、お客様の当社に対する単一の債務となり、催告なくして直ちに支払うべきものとなります。

2. 第1項の決済取引を行った結果、お客様が預託された証拠金以上の損失が生じた場合には、お客様は当社にその額に相当する金銭を当社からの催告なくして直ちに支払うものとします。

3. 第1項による決済取引は、お客様、当社のお客さまおよび当社への損害の発生または拡大の防止の目的においてやむを得ないと認められる場合に行うこととし、第1項に規定する事由が存するときでもかかる目的以外ではこれを行わないものとします。

第19条（強制決済・ロスカット）

1. お客様の取引に係る口座清算価値が債務超過に陥ったときまたは債務超過に陥る危険が高いと判断される場合には、当社はおお客様の損失の拡大防止を目的として、当社の裁量によりお客様の未決済持高の全部をお客様の計算において決済し、またはその時点において未だ約定していないお客様の取引注文の全部を当社の裁量により取り消すことができるものとし、お客様はこれに異議を述べないこととします。また、本条における決済を行った結果、当社に対して債務が生じた場合、お客様は当社にその額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

2. 第1項の強制決済・ロスカットの発動条件については、各商品の「取引規定等」に規定のとおりといたします。

3. お客さまの取引が強制決済・ロスカットの発動条件に該当することとなったときは、お客様への事前通知なしに、お客様の未決済持高の相殺取引を当社の裁量によりお客様の計算において行うことに、お客様はこれに異議を述べないこととします。

4. 相場変動により、強制決済・ロスカットの約定価格が各取引規定の定める水準から大きく乖離した場合、お客さまにとって不利な価格により約定することにお客様は異議を述べないものとします。

第20条（差引計算）

1. 期限の到来、第16条に規定する期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社はお客様の債務と当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができるものとします。

2. 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできるものとします。

3. 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率および遅延損害金の率については当社の定める利率および率によるものとし、また差引計算を行う場合、債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替レートについては、当社の取引レートによる適切な手数料を加えた換算レートを適用するものとします。

第21条（占有物の処分）

1. お客様が本約款に基づき当社に差し入れる委託証拠金その他の担保はすべて、お客様が本取引に関連して当社に対して負担する全債務を共通に担保することといたします。

2. お客様が本取引に関し、当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、お客様の委託証拠金は、サブ口座等の実務便宜上の区分に拘らず、その全体を当社がその裁量で処分できるものとし、この場合すべて第20条に準じて取り扱われることにお客様は異議を述べないこととします。

3. お客様の当社に対する債務の弁済または第20条による差引計算を行う場合、当社の占有物の処分価額がお客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当できるものとしたします。

第22条（遅延損害金の支払）

お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、お客様に、当社の請求により、当社に対し、履行期日の翌日（当該日を含む。）より履行の日（当該日を含む。）まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金をお支払い頂きます。

第23条（債権譲渡等の禁止）

お客様が当社に対して有する本取引に係る債権は、第三者に譲渡、質入れまたはその他の処分ができないものとします。

第24条（報告）

第16条各項（但し、第8項を除く。）および第17条第2項のいずれかの事由が生じた場合には、お客様は、当社に対し、直ちに書面をもってその旨の報告をするものとします。

第25条（届出事項の変更）

当社に届け出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、電子メールアドレス、住所、事務所の所在地、連絡先または銀行口座その他の事項に変更があったときは、お客様は、当社に対し直ちに当社所定の方法でその旨の届出をするものとします。

第26条（監督官庁等への報告）

1. お客様は、当社が法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他を当社が政府機関等あてに報告することに異議を述べないこととします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力するものとします。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関してお客様に発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。ただし、当社の故意または重過失に起因するものを除きます。

第27条（解約）

次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第16条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は解約されるものとします。

1. お客様が当社に対し当社との取引の解約を申し入れたとき、当社がお客様に対しお客様との取引の解約の申し出をしたとき、お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本約款の解約をお客様に通告したとき、お客様が当社との取引または取引に関する連絡等において、脅迫的・威迫的な言動をし、もしくは暴力を用いた場合、当社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返した場合、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害した場合、その他のこれらに類する止むを得ない事情により当社がお客様に解約を申し出た場合、また、第32条に定める本約款の変更にお客様が同意しないときにも、本約款は解約されるものとします。

2. ただし、解約時においてお客様の注文に係る本取引の未決済勘定が残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は引き続き効力を有するものとします。

3. 前項の場合において、本口座に残高があるときの処理方法・処理の時期については、原則として当社の裁量によるものとし、合理的な範囲内においてお客様の指示に従うものとします。

4. 前項の指示をした場合に、当社の要した実費はお客様の負担とし、その都度直ちに当社に支払うものとします。

第28条（免責事項）

次の各号に掲げる事由によりお客様が被る損害について、当社は免責されるものとします。

1. 天変地異、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、外国為替取引の執行、現物の受渡し、オプション取引の権利行使（割当を含む。）、金銭の授受または預託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。

2. 外国為替市場の閉鎖、休場または開場にかかわらず規則の変更等の事由により、当社が注文に応じ得ないことにより生じる損害。

3. 国内の休日または当社の取扱時間外のために、お客様の注文に当社が応じ得ないことにより生じる損害。

4. 電信、インターネット、電話回線、携帯電話設備もしくは郵便等の通信手段における誤謬または遅延等、お客様のコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、携帯端末等の故障または誤作動、市場関係者もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障または誤作動、通信回線のトラブル等、本取引に係る一切のシステムに係る障害その他の当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害および損失ならびに当社の故意

- または重大な過失によらない当社のコンピュータシステム、ソフトウェア等の故障および誤作動により生じた損害および損失。
- 当社が提示する外国為替レートが市場実勢レートと大幅にかつ明白に乖離していた等（異常レートによる取引）の事由により、お客様の注文を執行せずまたはその取引の約定が取り消しとなったことにより生じた損害および損失。
 - 所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑を相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害。
 - その事由の如何を問わず、また、お客様のパスワードをお客様自身が入力したか第三者が入力したかを問わず、あらかじめ当社に届け出ているパスワードと入力されたパスワードが一致したことにより行われた取引、または電話取引の場合、お客様が口頭で伝えた登録顧客氏名と口座番号の組み合わせが、当社が管理する登録顧客氏名と口座番号の組み合わせと一致し、かつ所定の本人確認が出来たことにより行われた取引について生じた損害。
 - 当社は、当社および第三者が提供するマーケット・為替レートの状況および予測等の情報について、その内容の正確性、完全性または適時性を保証するものではないため、お客様が、当社から提供される情報もしくは分析に依拠した結果被る可能性のある直接的または間接的な損害その他一切の損害。

第29条（取引条件変更の通知）
本約款あるいは「取引規定等」など、お客様と当社との外国為替取引に係わる取引条件に重要な変更があったときは、当社は原則としてWEBサイトで公示し、電子メール等でその内容を通知いたします。

- 第30条（通知および書類送付）
- 当社がお客様に対して取引に係る通知を行う場合またはお客様に対して外国為替証拠金取引顧客報告書等の書類を送付する場合には、当社は、当社の選択により、お客様が予め届け出た住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス等の連絡先のいずれかに通知を行い、または書類もしくは電子情報を送付することができます。
 - お客様に対する通知、またはお客様に対して送付した書類が、お客様の連絡先に係る届出の不備、お客様の不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、または到達しなかった場合には、当社の行った通知、または当社の送付した書類もしくは電子情報は、通常到達すべき時に到達したものとします。

第31条（クーリングオフ制度）
お客様が当社と本取引を行うにあたり、お客様は外国為替証拠金取引の説明書ならびに本約款、取引規定等の内容を十分に理解したうえで、当社に口座設定確認書を提出頂きます。当社は口座設定確認書をもって、お客様が自己の責任と判断によって、本取引を行うものとし、本取引の性格上クーリングオフは出来ないものとします。また、お客様はこれに対し異議を述べないこととします。

第32条（本約款の変更）
本約款は関係する法令等が変更した場合、または当社の裁量により、予告なく改定されることがあります。本約款の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申入れがあった場合において、お客様が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、お客様がその変更に同意したものと当社がみなすことにお客様は異議がないものとします。

第33条（適用法）
本約款は、日本国の法律により準拠し、解釈されるものとします。

第34条（合意管轄）
お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的な裁判管轄に服するものとします。

発効日　2002年04月01日
改定日　2004年04月19日
改定日　2006年02月20日
改定日　2007年09月30日
改定日　2007年12月03日

FXダイレクト取引規定

第1条（本規定の適用等）
FXダイレクト取引規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客様がセントラル短資オンライントレード株式会社（以下、「当社」といいます。）との間のインターネットを利用した、あるいは電話による指図にて行うFXダイレクト（以下、「本商品」といいます。）の取引に関するお客様と当社との取り決めです。お客様が、当社と本商品のお取引をいただくに先立ち、外国為替証拠金取引約款（以下、「約款」といいます。）への追加条項として、本規定の各条項にご同意いただくものいたします。

- 第2条（FXダイレクト商品の定義）
- 別途「取引要綱」に規定する証拠金率、取扱通貨ペアにより本商品をお取引頂けることとし、決済方法は、「約款」に規定の「受渡決済」または「差金決済」によるものといたします。
 - 最終決済指定の通知手段および締切時限は、本商品の「取引要綱」の規定に定めるところに従います。

第3条（ロールオーバー損益の清算）
当社は、本商品の「取引要綱」に規定の期間毎に、当該期間に発生したロールオーバー損益を計算し、当該損益をロールオーバーの約定日に本商品口座への入出金記帳により清算するものといたします。

- 第4条（注文受付時間）
- お取引は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の注文受付時間内といたします。
 - 当社は、政治・経済情勢や市場慣行等の変化に伴い注文受付時間を変更できるものいたします。

- 第5条（取引数量）
お客様が本取引を利用して取引できる数量は、「取引要綱」に定める取引単位以上その整数倍単位とし、当社がお客様より預託を受けている証拠金額およびこれに対し別途取引要綱で規定する「証拠金率」より算定される限度額以内の額といたします。
- 第6条（証拠金の受入・支払）
お客様が本取引を行うに当り必要な証拠金の取り扱いについては、約款第1条2項で定める送金振込みによる通貨の受払いのほか、当社に開設している他商品のお取引口座の残高からの振替により、本商品のお取引口座（マスター口座）へ受払いができるものとします。
- 第7条（強制決済・ロスカットルール）
お客様の口座清算価値が別途取引要綱で定めるロスカットルールに抵触した場合は、当社はお客様に通知することなく、当社がお客様の計算において反対売買をすることが出来るものとします。
- 第8条（外国為替証拠金取引顧客報告書）
本商品の外国為替証拠金取引顧客報告書には、その日付に約定した取引、手数料等の諸費用、未決済の持高、実現損益、未実現損益、お客様が預託する現金の額、必要証拠金額、超過預託金額ならびに口座清算価値等が記載されるものといたします。
- 第9条（取引規定の変更通知）
本規定に重要な変更があったときは、約款第29条に基づき当社は、その内容をお客様にご通知申し上げます。

第10条（異議申し立て）
本規定の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申し入れをした場合において、お客様から所定の期間中に異議の申出がなかったときは、当社は、お客様がその変更にご同意いただいたものとみなします。

発効日　2006年02月20日
改定日　2007年03月19日
改定日　2007年12月03日

FXデポ取引規定

第1条（本規定の適用等）
FXデポ取引規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客様がセントラル短資オンライントレード株式会社（以下、「当社」といいます。）との間のインターネットを利用した、あるいは電話による指図にて行うFXデポ（以下、「本商品」といいます。）の取引に関するお客様と当社との取り決めです。お客様が、当社と本商品のお取引をいただくに先立ち、外国為替証拠金取引約款（以下、「約款」といいます。）への追加条項として、本規定の各条項にご同意いただくものいたします。

- 第2条（FXデポ商品の定義）
- 別途「取引要綱」に規定する証拠金率、ロールオーバー期間および取扱通貨ペアにより、本商品をお取引頂けることとし、期間満了日あるいは解約時の決済方法は、「約款」に規定の「受渡決済」または「差金決済」によるものと致します。
 - 最終決済指定の通知手段および締切時限は、本商品の「取引要綱」の規定に定めるところに従います。

第3条（ロールオーバー損益の清算、期間選択）

- 当社は、お客様からご指定のあった期間毎に、当該期間に発生したロールオーバー損益を計算し、当該損益をロールオーバーの期間満了日に本商品口座への入出金記帳により清算するものとします。

2．買付け当初取引に適用されるロールオーバー期間は、お客様が申込の際に指定した期間としますが、その後のロールオーバーについては、期間の設定は取引毎に、当社が設定した期間の中からお客様が選択指定できるものとします。

3．お客様は各ロールオーバー期間の期間満了日に先立ち、次回のロールオーバー期間を新たに指定できるものとしますが、当該期間指定の通知手段および締切時限は、本商品の「取引要綱」の規定に定めるところに従います。

4．お客様から、2項、3項に準じ特段の期間につきご指定のない場合には、期間満了日を迎える期間と同じ期間でのロールオーバーをご選択になったものとして当該期間の更新措置をとります。

- 第4条（注文受付時間）
- お取引は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の取引可能時間内といたします。
 - 当社は、政治・経済情勢や市場慣行等の変化に伴い取引可能時間を変更できるものとします。

第5条（取引数量）
お客様が本取引を利用して取引できる数量は、「取引要綱」に定める取引単位以上その整数倍単位とし、当社がお客様より預託を受けている証拠金額およびこれに対し別途取引要綱で規定する「証拠金率」より算定される限度額以内の額とします。

第6条（証拠金の受入・支払）
お客様が本取引を行うに当り必要な証拠金の取り扱いについては、当社に開設しているマスター口座の残高からの振替により、本商品のお取引口座（サブ口座）に受払いできるものとします。

- 第7条（売買注文の受付）
- お客様は、本商品取引システムに口座番号、ログインパスワード並びに取引希望外貨の種類、売買の方向および数量を入力することにより当社に対する取引の申込みを行なうことといたします。
 - お客様が本取引を行うに当り当社へ発注する売買注文は、お客様が注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受信した時点で注文の受付とします。

<p>3. お客様の手違いにより約定した売買注文については、当社は一切責任を負わないものとします。</p>
<p>第8条（外国為替証拠金取引顧客報告書） 本商品の外国為替証拠金取引顧客報告書には、その日付に約定した取引、手数料等の諸費用、未決済の持高、実現損益、評価損益、実現および未決済スワップ損益、お客様が預託する現金の額、必要証拠金額、ならびに、超過証拠金等が記載されるものといたします。</p>
<p>第9条（中途解約） 1. お客様が、定期型の本商品を中途解約なさる場合には、当該商品に対応する外貨の買持ポジションの売戻取引を当社の提示する市場レートで行っていただきますが、当該取引の値決めにあたっては、本商品定期型取引要項に規定する中途解約手数料に加えロールオーバーの組戻しに伴う費用が生ずることをお客様にはご了解いただきます。</p> <p>2. 普通型の本商品の場合には、ロールオーバーの組み戻し費用は発生いたしません。</p>
<p>第10条（取引規定の変更通知） お客様が外国為替取引に係わる取引条件に重要な変更があったときは、約款第29条に基づき当社は、その内容をお客様にご通知申し上げます。</p>
<p>第11条（異議申し立て） 本規定の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申し入れをした場合において、お客様から所定の期間中に異議の申出がなかったときは、その変更に同意したものとみなします。</p>

発効日 2006年02月20日
改定日 2007年12月03日

FXハイパー取引規定

第1条（本規定の適用等）
FXハイパー取引規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客様がセントラル短資オンライントレード株式会社（以下、「当社」といいます。）との間のインターネットを利用した、あるいは電話による指図にて行うFXハイパー（以下、「本商品」といいます。）の取引に関するお客様と当社との取り決めです。お客様が、当社と本商品のお取引をいただくに先立ち、外国為替証拠金取引約款（以下、「約款」といいます。）への追加条項として、本規定の各条項にご同意いただくものといたします。

第2条（FXハイパー商品の定義）
1. 別途「取引要綱」に規定する証拠金率、取扱通貨ペアにより本商品をお取引頂けることとし、決済方法は、「約款」に規定の「差金決済」によるものといたします。

2. 最終決済指定の通知手段および締切時刻は、本商品の「取引要綱」の規定に定めるところに従います。

第3条（ロールオーバー損益の清算）
当社は、本商品の「取引要綱」に規定の期間毎に、当該期間に発生したロールオーバー損益を計算し、当該損益をロールオーバーの約定日に本商品口座への入出金記帳により清算するものといたします。

第4条（注文受付時間）
1. お取引は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の注文受付時間内といたします。

2. 当社は、政治・経済情勢や市場慣行等の変化に伴い注文受付時間を変更できるものといたします。

第5条（取引数量）
お客様が本取引を利用して取引できる数量は、「取引要綱」に定める取引単位以上その整数倍単位とし、当社がお客様より預託を受けている証拠金額およびこれに対し別途取引要綱で規定する「証拠金率」より算定される限度額以内の額といたします。

第6条（取引総量の制限）
本商品の取引により生じた未決済持高の円換算合計額は、別途「取引要綱」に規定する「建玉制限」の限度額以内の額といたします。

第7条（証拠金の受入・支払）
お客様が本取引を行うに当たり必要な証拠金の取り扱いについては、約款第1条2項で定める送金振込みによる通貨の受払いのほか、当社に開設しているマスター口座の残高からの振替により、本商品のお取引口座（サブ口座）に受払いただけるものとします。

第8条（強制決済・ロスカットルール）
お客様の口座清算価値が別途取引要綱で定めるロスカットルールに抵触した場合は、当社はお客様に通知することなく、当社がお客様の計算において反対売買をすることが出来るものといたします。

第9条（外国為替証拠金取引顧客報告書）
本商品の外国為替証拠金取引顧客報告書には、その日付に約定した取引、手数料等の諸費用、未決済の持高、実現損益、未実現損益、お客様が預託する現金の額、必要証拠金額、超過預託金額ならびに口座清算価値等が記載されるものといたします。

第10条（取引規定の変更通知）
本規定に重要な変更があったときは、約款第29条に基づき当社は、その内容をお客様にご通知申し上げます。

第11条（異議申し立て）
本規定の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申し入れをした場合において、お客様から所定の期間中に異議の申出がなかったときは、当社は、お客様がその変更にご同意いただいたものとみなします。

発効日 2007年12月03日

外国為替取引のリスク

<p>3. お客様の手違いにより約定した売買注文については、当社は一切責任を負わないものとします。</p>
<p>第8条（外国為替証拠金取引顧客報告書） 本商品の外国為替証拠金取引顧客報告書には、その日付に約定した取引、手数料等の諸費用、未決済の持高、実現損益、評価損益、実現および未決済スワップ損益、お客様が預託する現金の額、必要証拠金額、ならびに、超過証拠金等が記載されるものといたします。</p>
<p>第9条（中途解約） 1. お客様が、定期型の本商品を中途解約なさる場合には、当該商品に対応する外貨の買持ポジションの売戻取引を当社の提示する市場レートで行っていただきますが、当該取引の値決めにあたっては、本商品定期型取引要項に規定する中途解約手数料に加えロールオーバーの組戻しに伴う費用が生ずることをお客様にはご了解いただきます。</p> <p>2. 普通型の本商品の場合には、ロールオーバーの組み戻し費用は発生いたしません。</p>
<p>第10条（取引規定の変更通知） お客様が外国為替取引に係わる取引条件に重要な変更があったときは、約款第29条に基づき当社は、その内容をお客様にご通知申し上げます。</p>
<p>第11条（異議申し立て） 本規定の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申し入れをした場合において、お客様から所定の期間中に異議の申出がなかったときは、その変更に同意したものとみなします。</p>

はじめに
外国為替には様々なリスクが伴います。お客様は、お取引を開始される前に取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。外国為替取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始した後に、外国為替レートがお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被ることとなり、市場の変動如何によっては損失の額は預託していただいた金額または有価証券の価値を上回る可能性がございます。外国為替取引は全てのお客様に無条件に適しているものではありません。お客様の取引目的、経験、知識、財政状態、財務計画など様々な観点からお客様ご自身がお取引を開始されることが適切であるかについて十分にご検討いただくようお願い申し上げます。

1. レバレッジ効果
証拠金による外国為替取引にはレバレッジ（テコの作用）による高度なリスクが伴います。取引の証拠金の額は実際の取引金額に比べて小さいため、現物取引に比べ、小額の資金で相対的に大きなポジションを取ることが可能でございます。但し、市場の値動きが同じであっても、ポジションが大きくなれば、これに比例して取引損益は大きくなり、このため、口座の清算価値は大きく変動することになります。市場がお客様のポジションに対して一定の割合以上不利な方向に変動した場合、レバレッジの効果を下げるため、保有する一部または全部のポジションを決済するか、あるいは新たにご資金を預託していただくことがあります。さらに市場がお客様のポジションに対し急激にかつ大きく不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防止するため、お客様の保有するポジションの一部あるいは全部が強制的に決済される可能性もあります。証拠金取引では、このレバレッジ効果を利用することができるため相対的に小さな預託資金で大きなポジションを保有することができ、大きな利益を得ることも可能ですが、逆に、預託した資金を全て失う、あるいは預託した資金を超える損失を被る可能性も同時に存在します。

2. 損失を限定させるための注文の効果
損失を限定することを意図した特定の注文方法（例えば“ストップ・オーダー；逆指値注文”など）は、通常の市場環境ではお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、状況によっては有効に機能しないことがあります。例えば、市場価格が一方にかつ急激に変動した場合、ストップ・オーダー（逆指値注文）が意図したストップ価格よりも著しく不利な価格で成立する可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。

3. 外国為替取引の性質とリスク
当社における外国為替取引は相対取引（OTC取引＝Over the counter取引）によって行われます。当社は、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合とは異なり、外国為替取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動します。相対取引では、既存ポジションの決済や公正な価格の決定等が、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と比べて困難となる可能性があります。また、外国為替取引は証券取引や先物取引と比べて規制が少ないため、取引所取引とは異なる独自市場慣行に従い取引されます。そのような性質から相対取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客様が外国為替取引を開始いただく前に、各種の市場慣行と取引特性・仕組み及びリスクについてご理解いただく必要があります。

4. 信用リスク
当社における外国為替取引は相対取引によって行われます。当社では取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と異なり、外国為替取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動します。このため、相対取引の相手方である当社の信用状況により、損失を被る事があります。

5. 外国為替の価格変動リスク
外国為替取引には、価格変動リスクが伴います。外国為替取引とは、ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、「買った通貨の値下がりリスク」また「売った通貨の値上がりリスク」が存在します。リスクの量は、為替の持高（ある通貨の売持又は買持残高）に比例しますが、特に、外国為替証拠金取引では、上記のレバレッジの効果に留意なさる必要があります。リスク量は、持高で計測すべきもので、レバレッジはリスク量の指標として適切でない場合もございます。

6. 金利変動リスク
お客様が当初決済日以降に持高を繰延なさる場合には、決済日の更新取引（ロールオーバー取引）が行われますが、この場合、その持高に関する金利差の清算も行われ、日々スワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントの受払いは、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、「持高」に変化が無くとも、その時々金利水準によってスワップポイントの受払いの金額が変動いたします。また、お客様がポジションを決済なさるまで、スワップポイントの受払いが発生します。

7. 流動性と特殊な状況
市場の状況によっては、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる場合があります。外国為替市場には価値制限はなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での国民の祝日におけるお取引、あるいは普段から流動性の低い通貨でのお取引は、当社の通常の営業時間帯であっても価格の提示や注文の成立が困難となる場合があります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となる可能性もあります。

8. 外貨建て取引（日本円の介在しない為替取引）と通貨両替の為替リスク
決済通貨が外貨の取引にかかる利益および損失は、当該通貨以外の通貨（日本円を含む。）に転換する際、為替レートの変動により転換価値が変動します。また、特定通貨で預託している資金を口座内のコマースナル・ディール（通貨両替）によって他の通貨に転換する際にも、同様に為替レートの変動によるリスクが存在します。

9. 預託された資金
外国為替取引には、組織化された取引所で行われる株式や先物などの取引とは異なり、公的な資産保全制度は存在しません。このため、お客様が預託される資産は、お客様の取引先や受託銀行の信用リスクに晒されることとなります。当社は、お客様からお預かりした資産の全てを信託口座に再預託することでお預かりした資産の保全を図っておりますが、このことは当社が破綻した場合に、お預かりした資産の全額についてお客様が優先弁済を受けられることを保証するものではありません。万一、当社が破綻した場合には、お客様は信託口座に再預託された部分について優先的に弁済を受け、その他の部分については当社一般債権者と同列に扱われることとなります。

10. 電子取引システムの利用
電子取引システムを利用したお取引には、電話でのお取引とは異なる独自のリスクが存在します。電子取引システムでのお取引の場合、注文の受付には人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、あるいは意図しない注文が成立する可能性があります。電子取引システムは、お客様ご自身の通信機器の故障、電話回線等の障害、情報バンダーの配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害など様々な原因で一時的または一定期間にわたって利用できない状況となる可能性があります。電子取引システム上の価格情報に表示される価格は、必ずしも市場の実勢を正確に表示しているとは限りません。市場が急激に変動した場合や、インターネット環境の状況により価格情報は遅れ気味となり、電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

11. オプション取引

オプションをお取引されるお客様は、オプションのタイプ（コール/プット）とリスクについてご理解していただく必要があります。オプションの買いは、オプション購入時に支払ったオプションプレミアムと取引費用の合計に相当する投資金額の全額を失う可能性があります。オプションの価値はそのオプションの原契約価格と権利行使価格の差額により決まり、一般的にアウト・オブ・ザ・マネー（コールでは原契約価格<権利行使価格、プットでは原契約価格>権利行使価格）のまま満期を迎えた場合、オプションの買いは購入時に支払った投資金額をすべて失うこととなります。一方、オプションの売り方は、オプションの市場価格がおお客様の予想した相場展開と違った動きになり、オプションの買ひ方に権利行使された場合はその損失は限定されません。また、オプションの売り方は売却時、証拠金を差し入れなければならず、市場が一定の割合以上不利な方向に変動した場合、追加証拠金の差し入れも必要となります。なお、オプションの売り方は、オプション売却時、オプションプレミアムを受取ることができますが、これは利益として確定したのではなく、市場が不利な方向に変動した場合には大きな損失を被る可能性があります。

12. 売買注文のキャンセルおよびオプションの権利行使期限
売買注文は、その注文が約定するまではキャンセルすることができますが、一度約定した売買注文をキャンセルすることはできません。また、オプション取引には、予め定められた権利行使期限があり、期限を過ぎたオプションを権利行使することはできません。

金融商品販売法に係る重要事項
当社で取り扱う外国為替証拠金取引について重要事項を説明いたします。

1. 信用リスク
当社における外国為替取引は相対取引（OTC取引＝Over the counter取引）によって行なわれます。当社では取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と異なり、外国為替取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動します。このため、相対取引の相手方である当社の信用状況により、損失を被る事があります。

2. 市場リスク（為替変動リスク）
外国為替市場は24時間常にな為替レートが変動しています。お客様の予想した相場展開と違った動きになった場合、為替差損により預託した資金の一部、又は全額以上の損失を被る可能性があります。

3. 権利行使期間・解約期間の制限
売買注文は、その注文が約定するまではキャンセルすることができますが、一度約定した売買注文をキャンセルすることはできません。また、オプション取引には、予め定められた権利行使期限があり、期限を過ぎたオプションを権利行使することはできません。

この文書は、外国為替取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するためのものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。お取引の開始に際しては、取引の仕組みおよびリスクについて十分にご理解いただくようお願い申し上げます。

「FXアプリ」利用規則

当社が携帯電話端末で提供するアプリケーション「FXアプリ」（以下「本アプリ」）は下記の利用規則に従って使用できるものとします。携帯電話端末（以下「端末」）で動作するセントラル短資オンライントレード（以下「当社」）の本アプリをご利用いただくにあたって、以下の利用規則（以下「本規則」）を必ずお読みください。本規則を承諾されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

第1条（本サービスの概要）
本サービスは、当社の取引口座（セントラル短資FX）をお持ちのお客様に対して、当社指定の端末にてアプリケーションサービスの提供を行うものです。また、本サービスは日本国内で利用されるお客様に対してのみ提供するものとし、日本国外においては利用できないものとします。

第2条（本サービスの利用申込について）
本サービスの利用を希望するお客様は本規則に同意した上で利用申込を行うものとします。

第3条（本サービスの利用について）
本アプリにおける著作権等の知的財産権は「株式会社モバイルインターネットテクノロジー」社に帰属するものとし、お客様の端末に登録された情報の転載、コピー、改造、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、ディスアセンブル、又は変更しないことに同意いただけます。

第4条（本サービスの通信料について）
本サービスに利用するパケット通信料は、本アプリのダウンロードや再設定などで追加的に発生する通信料を含め、お客様のご負担となります。また、お客様の端末におけるネットワーク接続可否設定の有無に関わらず、一定期間毎にネットワークへ接続します。これにより、利用方法によっては莫大なパケット通信料が発生する恐れがあります。ご利用にあたってはパケット通信定額料金制度等のサービス加入を推奨致します。

第5条（本サービスの取引等について）
本サービスを利用した情報提供や取引等において、当社はこれに係る正確性、完全性について保証しないものとし、お客様の判断と責任において利用を行うものとします。また、お客様から取引注文の依頼を受けた際は、当社がこの依頼を受信した時点で受諾したものとし、当社はお客様に受諾の通知を行います。なお、本サービスによる残高・明細等の表示情報が、当社が提供する他の手段による表示情報と異なる場合は、当該他の手段による表示情報が優先されます。当社は本サービスで提供する情報を利用して、または参考にして行った取引等の結果について、一切の責任を負いません。お客様が端末の契約あるいは、当社との取引契約を解約された場合において、お客様は本サービスをご利用できなくなります。

第6条（ID及びパスワードの管理義務）
本サービスを利用するにあたっては、IDとパスワードを設定し入力する必要があります。お客様はこのIDとパスワードを他人に知られないように十分に注意し厳格に管理するものとします。お客様がIDとパスワードの紛失、盗難その他第三者に知られた場合またはその恐れのある場合、パスワードの変更を行う義務があるものとし、その義務を怠ったことにより損失が生じても当社は一切責任を負いません。誤ってパスワードを一定回数以上入力された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社はお客様の本サービスを一時停止する措置を講じる場合があります。当社は、お客様が端末の紛失、盗難その他の理由により端末の占有を失ったためにお客様が損失を被った場合、または、端末の使用上の過誤または第三者による不正使用等によりお客様が損害を被った場合でも、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。なお、端末を紛失した際は直ちにNTTドコモへご連絡頂くとともに、当社カスタマーデスクまでご連絡下さい。

第7条（禁止事項）

お客様は本サービスを利用して次の行為を行わないものとし、その行為を行ったときは、当社は、本サービスの提供を中止することがあります。
（1） 他のお客様、第三者もしくは当社の著作権、その他権利を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
（2） 他のお客様、第三者もしくは当社の名誉、プライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
（3） 他のお客様、第三者もしくは当社に損害を与える行為、またはその恐れのある行為
（4） 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはその恐れのある行為
（5） その他法令もしくは公序良俗に反する行為、またはその恐れのある行為
（6） その他当社が不適切と判断する行為

第8条（免責事項）
当社は、本サービスの利用により発生したお客様の損害（お客様のデータの破損、漏洩、不正利用などを含む）及び本サービスを利用できなかったことにより発生したお客様の損害に対し、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。当社は、端末の故障、不具合、通信状態の不良等によりお客様が本サービスを利用できない場合でも、当社は、お客様に生じた間接損害、偶発損害、特別損害、逸失利益および機会損失については責任を負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。

第9条（本規則の変更）
本規則の内容は、当社の都合により、お客様への告知なしに変更されることがあります。この場合には、本サービスの提供については、変更後の本規則が適用されます。

第10条（準拠法と合意管轄）
本規則の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとし、本サービス及び本アプリにおける訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的な裁判管轄に服するものとします。

附則 1. この規則は2007年9月1日より実施します。

お問合せ先
セントラル短資オンライントレード株式会社
【カスタマーデスク】 0120-30-8806

指定端末
NTTドコモ FOMA端末
●703iシリーズ以降の機種 ●901iシリーズ以降の機種
●900iシリーズ（SH900i・F900i・F900iC・F900ITのみ）

個人情報の取扱いについて

内部管理統括者 Tel：03-5419-3300

1. 当社はお客様の口座開設にあたり、頂いた全ての情報は以下の目的のみで利用し、それ以外の目的には一切利用いたしません。
① 外国為替証拠金取引の勧誘・案内及び受託業務を行うため
② 当社又は関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売及びその案内を行うため
③ 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付を行うため
④ 適合性の原則に照らした商品・サービス提供の妥当性を判断するため
⑤ お客様ご本人であること又はご本人の代理人にあることを確認するため
⑥ お客様に対し、取引内容、証拠金残高等の報告を行うため
⑦ お客様とのお取引に関する事務を行うため
⑧ お客様へ商品発送をするにあたり、百貨店・量販店等にお客様情報を連絡するため
⑨ 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究、開発のため
⑩ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
⑪ その他、お客様とのお取引を適切且つ円滑に遂行するため

2. 上記業務につき、当社がその一部又は全部を当社の提携企業に委託する場合は、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで個人情報を委託先企業に提供し、当該委託先企業が利用することがあります。

3. 当社サイトを通じてお客様が個人情報をご提供いただくのは任意です。但し、口座開設にあたり必要な情報をご提供いただけない場合は、口座開設に応じることができない場合があります。

4. 個人情報の「開示」、「個人情報開示申込書のご請求」、「訂正・削除等」、「利用停止等」、「お問合せ・ご意見」については、下記お問合せ窓口までお願いいたします。

【お客様相談窓口】 0120-92-2788 受付時間：平日08:00～17:00

【カスタマーデスク】 0120-30-8806 受付時間：月07:00～土07:00 平日24時間

投資勧誘方針

当社は、外国為替証拠金取引の勧誘にあたり、お客さまの信頼を確保することを最優先とし、「金融商品の販売等に関する法律」にもとづいて、以下のとおり勧誘方針を定めます。

1. 適合性の確保
当社は、お客さまからのアンケートにもとづき、お客さまの知識、経験、財産等の状況を配慮し、ご本人確認を行ったうえでお取引引きの適否を決定します。

2. 取扱商品の説明

当社は、お客さまに対し、あらかじめお取引のリスクおよび仕組みに関して書面を交付、または電子情報を開示し、必要な場合は電話等による説明を行い、お取引のリスクおよび仕組みを十分ご理解していただくように努めます。

3. 法令・諸規則の遵守

当社は、投資勧誘に当たっては、常にお客さまの信頼確保を最優先とし、関係法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

4. 個人情報の保護

当社は、お客さまのプライバシーを尊重し、お客さまから開示された個人情報については、業務に必要な目的以外には利用および提供しません。

5. お客さま相談窓口

お取引について、お気づきの点がありましたら、お客さま相談窓口までお問い合わせください。

【お客様相談窓口】 0120-92-2788 受付時間：平日08:00～17:00